建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習

開　催　ご　案　内

静岡労働局長登録教習機関
（第２－６号　有効期間満了日 令和１１年３月３０日）
主催　建設業労働災害防止協会静岡県支部
〒420-0851　静岡市葵区黒金町 11-7　大樹生命静岡駅前ビル 12 階
ＴＥＬ（054）255－1080　ＦＡＸ（054）272－6034
http://www.kensaibou-shizuoka.jp

労働安全衛生法及び関係政省令の規定により、建築物の骨組み、又は塔であって金属製の部材により構成されるもの（その高さが 5 メートル以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、都道府県労働局長の登録を受けた機関で行う技能講習を修了した者の中から建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任して、その者に作業に従事する労働者の指揮等をさせなければならないこととなっています。

当支部では、静岡労働局長登録教習機関として、当該作業主任者技能講習を下記により開催いたしますので、この機会に貴事業場の該当者には、是非受講していただくようご案内申し上げます。

記

１．講習開催日及び会場等

(1) 日程は、別途発行の「技能講習・特別教育・その他安全衛生教育のご案内」又は、当支部のホームページをご覧ください。

(2) 講習会は、午前 8 時 55 分より開催いたしますので、午前 8 時 45 分までに集合してください。

２．講習科目及び時間

講　習　科　目		講習時間
①	作業の方法に関する知識	5　時　間
②	工事用設備、機械、器具等に関する知識	1 時間 30 分
③	作業環境等に関する知識	1 時間 30 分
④	作業者に対する教育等に関する知識	1 時間 30 分
⑤	関係法令	1 時間 30 分

注）1. 修了試験時間は講習時間に含まれません。
　　2. 受講者の資格により受講科目の免除があります。

３．受　講　資　格　　※作業従事経験とは、満１８歳以上において当該業務に従事した期間です

区分	資　　格
1	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業（以下区分 2 及び 3 において「建築物等の鉄骨の組立て等の作業」という。）に関する作業に 3 年以上従事した経験を有する者
2	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有するもの
3	次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後、2 年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有するもの （1）職業能力開発促進法に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者 （2）職業能力開発促進法に定める居住システム系建築科又は居住システム系住居環境科の訓練を修了した者 （3）改正前の職業能力開発促進法の準則訓練である養成訓練のうち、とび科の訓練、職業訓練法の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び改正前の職業訓練法の養成訓練を修了した者 （4）旧能開法の準則訓練である養成訓練のうち、建築科の訓練を修了した者 （5）職業能力開発促進法の普通職業訓練のうち、とび科の訓練を修了した者 （6）職業訓練法施行規則に規定する専修訓練課程の普通職業訓練のうち、改正前の職業訓練法施行規則に定めるとび科の訓練を修了した者

４．受講免除資格

区分	資　　格	免除講習科目
A	鋼橋架設等作業主任者技能講習又はコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者	③ ④
B	（1）3 の受講資格の区分 3 の資格欄各号に掲げる者 （2）職業能力開発促進法施行令別表に掲げる検定職種のうち、とびに係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者	① ② ③

５．講　習　会　費　（消費税１０％込み）

	受講料	テキスト代	昼食代	合　計
全科目受講コース	11,000 円	2,145 円	1,628 円 1,848 円 【６月からの金額】 (2 食分)	14,773 円 14,993 円 【６月からの金額】
受講免除資格区分 Ａコース	8,800 円	2,145 円	814 円 924 円 【６月からの金額】 (1 食分)	11,759 円 11,869 円 【６月からの金額】
受講免除資格区分 Ｂコース	3,300 円	2,145 円	0 円 (0 食分)	5,445 円

６．受講申込手続

(1) 受講申込書(Ａ４版)及び受講票に必要事項を記入し、写真（2 枚）を貼付して、予約後１０日以内に建災防支部に申込書の送付及び講習会費の送金をしてください。

(2) 写真は無帽・正面・無背景で胸から上が写っている申請日６ヶ月以内に撮影したもの。
(※サイズは縦３㎝×横２．５㎝でカラーコピー等によるものは使用できません。)

(3) 本人確認のため、イ・ロ・ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。
※お預かりした証明の写しは当支部で責任をもって管理します。

イ	写真付きの公的なものいずれか１点	自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、在留カード等
ロ	写真の無い公的なもの①②より各１点	①住民票または国民健康保険証 ②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳
ハ	①公的なものと②写真付きのもの各１点	①住民票または国民健康保険証 ②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付)または公的機関が発行した資格証明書(写真付)

(4) 外国人労働者の方は「在留カードに記載されている氏名」を受講申込書の氏名欄に記入していただきますので、在留カードのコピーを申込書に必ず添付してください。

(5) ３の受講資格及び４の受講免除資格で示したとおり、受講及び受講科目の一部免除についてはそれぞれ資格が必要ですので、それぞれ資格を証明する書類（作業従事証明書、卒業証明書のコピー、修了証・免許証等のコピー）を必ず受講申込書に添付してください。

(6) 修了証に旧姓又は通称の記載をご希望の場合、氏名欄の氏名の後ろに()付でご記入ください。

(7) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。

(8) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承ください。

(9) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の１０日前までに申し出てください。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承ください。

７．受講料の支払

銀行振込み又は、現金書留で送金してください。

振込みの場合は下記口座にお願いします。

三井住友信託銀行　　静岡支店　　普通預金　№7519901

静　岡　銀　行　　呉服町支店　普通預金　№1095374

注－１　名義人は、**建設業労働災害防止協会静岡県支部(ケンセツギョウロウドウサイガイボウシキョウカイシズオカケンシブ)**又は略称　建災防静岡県支部（ケンサイボウシズオカケンシブ）

注－２　指定の振込用紙はありませんので、銀行備え付けのものをご使用ください。
領収証は受講票と併せて送付させていただきます。

８．助成金について

この講習は、人材開発支援助成金の支給対象となります。助成金の申請をされる場合は内訳の記載された領収書が必要になります。受講料は振込でもインボイス対応の領収書を発行いたします。

手続き方法については当支部ホームページをご覧ください。

※助成金制度に関する問合せ先　　厚生労働省　静岡労働局　職業対策課(分室) 建設担当

℡054-271-9970

９．そ　の　他

(1) 当日は受講票・筆記用具を持参してください。

(2) テキストは講習当日、会場でお渡しします。

(3) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了試験を受けることができません。

(4) 受講票は全講習が終了するまで汚損紛失しないようお気を付けください。

(5) 修了証は修了試験合格者に交付します。

(6) 修了証の交付は、講習終了後３週間以内に所属事業所若しくは団体あてに郵送等で行います。